

京都エコノミック・ガーデニング 支援強化事業

- 中小企業が自社独自の強みを活かし、新規事業に取り組むにあたって、事業計画の策定、製品開発、販路開拓、設備投資などを応援します -

平成30年度

応募要領

公益財団法人京都産業21

京都府

1 趣 旨

京都経済を取り巻く状況は、少子高齢化、人口減少など、社会構造そのものが変化し、ものづくりの現場や地域を支える人材の不足などの課題が顕在化するとともに、グローバル競争の激化、AI、IoT等の技術革新によって産業構造自体が変化するなど、中小企業を取り巻く経営環境はますます厳しさと複雑化を増しています。こうした中、京都経済の更なる活性化・発展のためには、企業独自の魅力・強みを活かし、人の集まる中小企業、共感を得るビジネスモデルの育成が重要です。

本事業はこのような考えのもと、より多くの事業計画に対応し、計画段階から本格展開まで一貫支援するパッケージ型の支援制度を、伴走型支援の下で展開することで、地域の企業が成長する環境をつくり、地域経済の「成長の芽」となる京都企業の創生を目的として、京都府の補助を受けて創設したものです。

2 事業体系

京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業は、企業単独に対し、新商品開発や新分野進出実現のための多様な事業化の段階（計画～販路開拓・設備投資）に対応できるよう、以下の3つの支援メニューを設けています。

1 取組内容

I 事業創生コース

新規事業の見極め及びブラッシュアップのためのテストマーケティング等を支援

II 事業化促進コース

試作品・サービス等の開発、テスト販売等による本格的な市場調査・販路開拓等を支援

III 本格的事業展開コース

実用化に向けた応用研究・生産技術開発、量産設備投資、それらと連動した販路開拓等を支援

2 支援内容

(1) 伴走支援

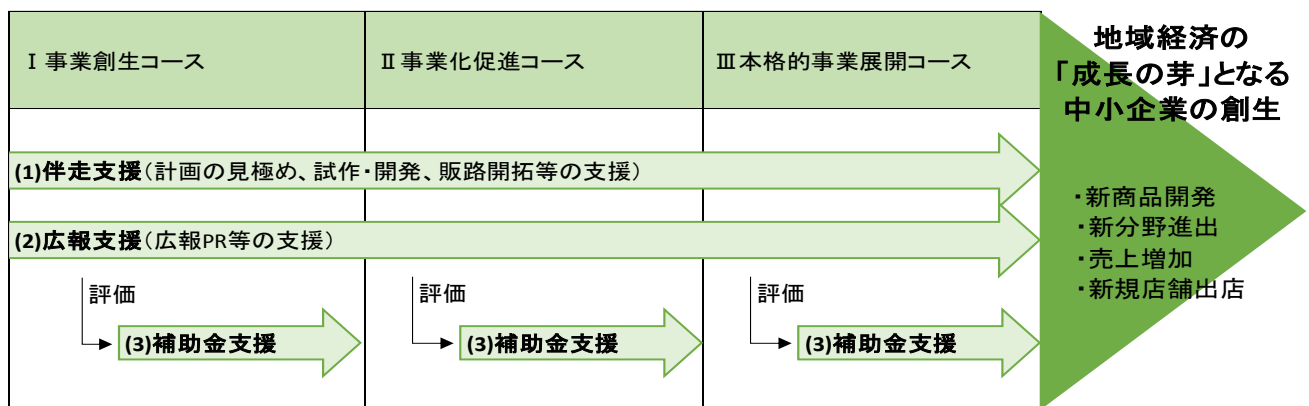
中小企業応援隊や公益財団法人京都産業21（以下「(公財)京都産業21」という。）のコーディネータによる、計画の見極めから試作・開発、販路開拓等に至るまでの一連の支援

(2) 広報支援

(公財)京都産業21、京都府等による広報PRの支援

(3) 補助金支援

(公財)京都産業21（京都府）からの補助金交付による支援（評価・選定）



3 応募資格

(1) 対象者（次のいずれも満たすこと。）

- ① 自社独自の強みを活かし、新商品・新サービス・新ビジネスモデル等の開発、新分野進出等の事業に取り組む者（なお、今年度は政策的趣旨から、健康・栄養データ分析結果報告書『京の健康』^{※1}で示された健康課題の解決に資する事業^{※2}については審査時に考慮します）
- ② 本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点^{※3}を京都府内に有する中小企業者^{※4}
- ③ 中小企業応援隊^{※5}又は（公財）京都産業21のコーディネータ（6応募手続の（3）相談窓口・提出先参照）の支援（推薦書）がある者

※1 『京の健康』… 京都府における「食事や運動等の生活習慣」と「健康状態や健康への意識」に係る傾向や特徴をまとめたもの。詳細は別添の『京の健康』概要版を参照。

※2 『京の健康』で示された健康課題の解決に資する事業… 例としては次のとおりです。

- ① 中高年向けのウォーキング・登山・ハイキング等に関連するスポーツ用品の開発
- ② 睡眠の質を高める枕やマットレスなどの寝具や照明の開発
- ③ 科学的根拠に基づいて、健康の維持・増進に役立つことを目指した機能性食品の開発
また、関連する事業として、過去に京都府ヘルスケア関連事業計画で認定された事業計画 (http://www.pref.kyoto.jp/toc/healthcare/gaiyou_main.html) も参考にしてください。
なお、これらはあくまでも一例ですので、幅広い御提案をお待ちしております。

※3 拠点… 提案時点で、法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控（決算期を一期も迎えていない開業した方）により、京都府内に事業活動を遂行する拠点の所在が確認できることが要件です。

※4 中小企業者… 交付要領第2条第2号に定める者。

※5 中小企業応援隊… 京都府商工会連合会（商工会含む）、府内商工会議所、京都府中小企業団体中央会などに属する経営指導の専門職員等。

なお、より幅広い事業者を支援するという趣旨から、平成28年度又は平成29年度の「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」の採択事業者が同種のテーマで採択時と同一のコースに応募することはできませんので、御注意ください。

また、今年度実施する「企業の森・産学の森」推進事業、中小企業共同型ものづくり支援事業（シェアリング事業）と同種のテーマで併願はできません。国等の他の機関が実施する制度において併願が認められている場合であっても、併願応募は可能ですが、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用について、併用適用はできませんので、御注意ください。

(2) 以下に該当する者は応募資格がありません。

① 不正経理・受給及び税の滞納等がある場合	国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合は原則応募資格がありません。
② その他	次のいずれかに該当するときは対象となりません。 ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定める風俗営業を営むと認められるとき。(一部例外を除く) イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 23 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。 ウ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 キ 本社又は事業所の府外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき。

4 対象事業、補助率、支援規模、評価基準等

コース	I 事業創生コース	II 事業化促進コース	III 本格的事業展開コース
対象事業	新規事業の見極め及びブラッシュアップのためのテストマーケティング等、事業計画段階で必要となる取組 (勉強会、研究会、セミナー、ワークショップ、市場調査その他の調査、要素技術の可能性検証、技術研修 など)	試作品・サービス等の開発、テスト販売等による本格的な市場調査・販路開拓等(本コースの資金支援規模の範囲内で製品・サービス提供まで可能な小規模開発・事業展開案件も歓迎します。)	実用化に向けた応用研究・生産技術開発、量産設備投資(生産体制の構築、販売・サービス提供の拠点整備等)、それらと連動した販路開拓等(広報、需要開拓等) ※開発の実績・取組の蓄積等が十分にあることが前提
対象期間	原則として*補助金交付決定日から12ヶ月間 ※対象期間は交付要領第5条の定めによる。なお、同条で定めるただし書きの交付決定日前に事前着手することができる場合の事例は次のとおり。 (例) 交付決定日以降に開催される展示会に係る申し込み・支払いを、交付決定日以前に実施している場合 ただし、事前着手日から交付決定日までの間は「直接人件費」は補助対象外となりますので、御注意ください。		
補助率	—	(2)土地造成費、建物建設費(付帯工事含む)に当たっては、その15%以内	(2)土地造成費、建物建設費(付帯工事含む)及び量産段階で調達し量産が主用途の設備に当たっては、その15%以内
支援規模	100万円以内	1,000万円以内	3,000万円以内
採択予定	20件程度 (うち開業後5年以内10件程度)	10件程度	10件程度
評価基準	次の基準に基づき総合的に評価します。 (i)目標設定の妥当性 ・目標設定に至った経緯・背景・動機の妥当性 ・目指す事業像の成長性・発展性の程度 (ii)目標に向けた取組の具体性 ・目標に向けた課題把握・認識 ・補助対象事業の取組計画の具体性・妥当性 (iii)取組に関する準備状況の妥当性 ・事業実施のための体制(資金、人材、技術等)の妥当性 (iv)費用対効果、持続可能性 ・補助対象事業の取組の費用対効果の妥当性 ・補助対象事業終了後の事業の持続可能性 (iv)費用対効果、経済効果・付加価値の創出等の実現可能性 ・補助対象事業の取組の費用対効果の妥当性 ・地域経済・中小企業の活性化*1、付加価値の創出等の実現可能性		
その他	※1(例) 府内企業への発注増、府内の交流人口増、新規雇用創出、従業員の処遇改善など ※2 なお、評価にあたっては、京都府中小企業応援条例に基づく研究開発等事業計画・中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画・京都府ヘルスケア関連事業計画において、認定・承認を受けた事業計画で提案される場合は審査時に考慮します。併せて、京都府中小企業「知恵の経営」実践モデル企業の認証を受けた企業は審査時に考慮します(いずれも認定・承認・認証の有効期間内である場合のみ)。		
その他	開業後5年以内とは、平成25年4月1日以降に個人開業または法人設立を行った者をいう。	プロジェクトリーダーを1名選んでください。プロジェクトリーダーは事業の実施及び成果の管理を行う責任者です。	

5 対象経費

対象経費については、交付要領第6条に定められていますので、御確認ください。

なお、法人税法第42条第1項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象としていますが、本補助金は対象外となりますのでご注意ください。

6 応募手続

(1) 応募様式・添付書類

ア 本応募要領、様式等については、(公財)京都産業21ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.ki21.jp/kobo/h30/eg/index.html>

イ 提出するのは、各書類3部(2部は写し)、CD-R等1枚(応募様式の内容が全て記録されたもの)とします。

提案(申請)書は、A4判、片面印刷で提出してください。記入は内容の正確を期すため、Word、Excelを使用し、日本語で判読し易く作成してください。

ウ 提出された書類は評価、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、企業の秘密は保持します。なお、提出された書類等の返却はいたしません。

エ 提出された書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、ご注意ください。

	正副あわせて提出	会社組合	個人
作成書類 (★原本)	① チェックシート (★)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 提案書 (第1号様式) (★)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 企業概要、決算状況 (第2号様式) (★)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 事業費総括表 (第3号様式)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ CD-R等 (※)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付資料 (★原本)	⑥ 特許の出願書類の写し (該当する場合のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦ 企業の法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内) (★)	<input type="checkbox"/>	/
	⑧ 開業届控えの写し (決算期を一期も迎えていない開業した方(個人)、Iコースの申請者で平成25年4月1日以降に開業した方(個人)のみ必要)	/	<input type="checkbox"/>
	⑨ 府税に滞納がないことの証明書 (発行後3カ月以内のもの) (★)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩ 直近1期分の決算書 (貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書) の写し、又は直近1期分の確定申告書の写し ・白色申告の場合：確定申告書(第一表、第二表)、収支内訳書 ・青色申告の場合：確定申告書(第一表、第二表)、青色申告決算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪ 株主一覧が記載されている書類 (出資者、出資額の一覧が記載されているもの)	<input type="checkbox"/>	/
	⑫ 各認定書の写し (P4評価基準※2に該当するもの。有効期間内のもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑬ 事前着手希望届 (該当する場合のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑭ 推薦書 (★)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※⑤CD-R等には、①～④の全てをWord、Excelで保存・記録してください。

(2) 応募受付期間

応募受付期間は次のとおりです。

平成30年4月27日(金)～7月10日(火)午後5時必着

→採択決定：Iコースは8月頃、II・IIIコースは9月頃(予定)

→交付申請：Iコースは9月頃、II・IIIコースは10月頃(予定)

→交付決定：Iコースは10月頃、II・IIIコースは11月頃(予定)

(3) 相談窓口・提出先

相談窓口	京都府商工労働観光部ものづくり振興課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る 電話 075-414-4853	
	京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 電話 0774-21-2103	
	京都府南丹広域振興局農林商工部商工労働観光室 〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1 電話 0771-23-4438	
	京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 電話 0773-62-2506	
	京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 電話 0772-62-4304	
相談窓口・提出先 (中小企業応援隊等)	(公財)京都産業21 企画総務部 補助金支援グループ 電話 075-315-8935 イノベーション推進部 産学公住連携グループ 電話 075-315-9425 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内	郵送又は持参
	(公財)京都産業21 けいはんな支所 電話 0774-95-2220 〒619-0294 木津川市木津川台9丁目6番地、相楽郡精華町精華台7丁目5番地1 けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)事務局内	持参のみ
	(公財)京都産業21 北部支援センター 電話 0772-69-3675 〒627-0004 京丹後市峰山町荒山225	
	最寄りの商工会・商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会	

本補助制度では対象事業が適正かつ効果的に進められるように、中小企業応援隊又は京都産業21のコーディネータの支援(推薦書)があることを要件としています。応募時に推薦書がない場合は受け付けることができませんので、事業計画等について、応募前あらかじめ中小企業応援隊等によく御相談いただき、申請してください。

7 評価方法

- (1) I 事業創生コースにおいては、書面により評価を行います。
II 事業化促進コース及びIII本格的事業展開コースにおいては、書面評価(1次)及びプレゼンテーション評価(2次)を行います。
- (2) 評価は外部有識者等で構成される意見聴取会で行います。意見聴取会は非公開で行われ、評価経過及び結果に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて(公財)京都産業21又は京都府関係者等がヒアリング等を実施することがあります。その際、追加資料の提出を求めることがあります。

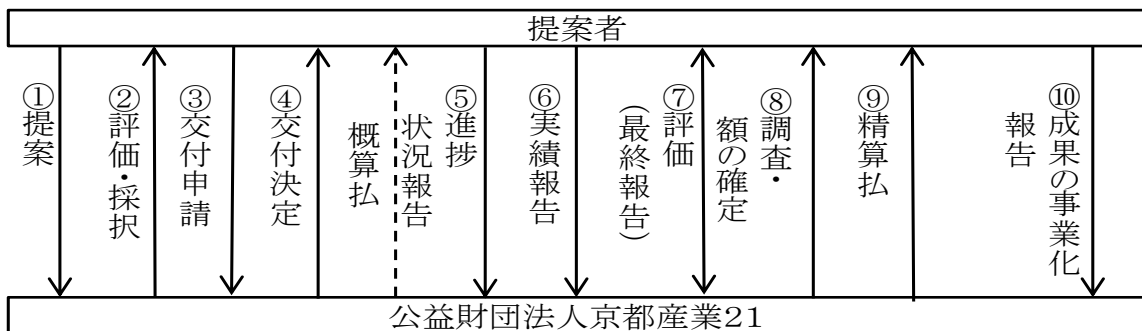
8 採択等

(1) 採否の結果については、(公財)京都産業21から提案者へ通知します。なお、提案内容に係る評価や応募状況等を考慮し、事前に提案者と調整の上、応募されたコースと異なるコースで採択することがあります。

(2) その他留意事項

ア 採択案件については、公表の可否及び公表内容について、事前に提案者と調整・了承を得た上、(公財)京都産業21のウェブサイトにて公表するとともに、プレス発表など必要に応じて提案内容等を報道機関等へ紹介する場合があります。

イ 提案者の①提案から⑩成果の事業化報告までのフローは下記のとおりです。



「知恵の経営」実践モデル企業認証制度

多くの企業には、強みの源泉となる「知恵」があります。
 こだわりの経営方針や、技術を構築する人づくり、経験の蓄積から生まれたノウハウ、顧客との強いつながりなどです。
 京都府では、中小企業の皆様が、自社の知恵を新たな視点で見つめ、報告書にまとめる中で、知恵を使って課題を克服し、経営を発展させるための支援を行っています。

◆「知恵の経営」報告書の活用例

経営課題の把握	事業承継	経営ビジョンの共有
「知恵の経営」報告書を作成する過程で、自社の「強み」や「弱み」が体系化されることから、今後の収益向上のための経営課題の抽出・把握に活用いただけます。	創業時の思いや、事業を継続する中で積み重ねてきた顧客・取引先との関係性など、後継者への円滑な事業承継のために必要なことを伝えるツールとしてお使いいただけます。	報告書を従業員に開示し、経営者と従業員の両者が経営ビジョンを共有することで、企画立案から意思決定に至るまで一貫性を持った事業体制の構築にお役立ていただけます。

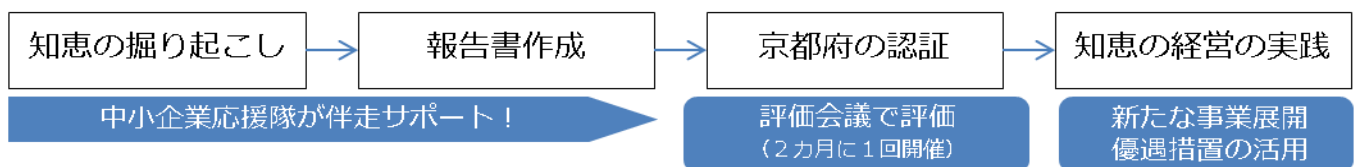
◆認証のポイント

- ①知恵の評価 保有する「強み」（知恵）の特異性・優位性・成長性
- ②知恵の把握と活用 「強み」（知恵）を活かした経営戦略の実現性、市場における適合性
- ③知恵の開示 「強み」（知恵）の説明可能性と成長発展戦略の具体性

◆認証による優遇措置

- 資金支援 文化産業振興資金
 - ・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利・固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度
- 広報支援
 - ・京都府等のHPで貴社を紹介
 - ・その他、様々なツールでPRします
- 情報提供
 - ・メルマガ等での支援情報のリアルタイム提供
- 販路開拓 チャレンジ・バイ
 - ・認定製品を京都府庁が入札なしに購入可能（※購入を約束するものではありません）
 - ・病院、社会福祉施設等の購入助成制度、京都府庁での率先購入による支援（平成27年度新規）

◆制度活用の流れ



リメイクのススメ 知恵の経営報告書の有効期間は2年です。2年経過後はぜひリメイクを！

- 内容：当初版で発掘した「知恵」の活用方法を見直す、新たな「知恵」の発掘から取り組む、等（手続は当初同様）
- リメイクの例
 - 【A社】当初版：社長の経営戦略づくり⇒リメイク版：後継社長と従業員で作成、円滑な事業承継と社内統制
 - 【B社】当初版：社内マネジメント⇒リメイク版：社外コミュニケーションツールとして新規顧客開拓

お問い合わせ・ご相談は、お気軽に！
 京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/i>
 京都府知的財産総合サポートセンター（（一社）京都発明協会） TEL 075-315-8686
 中小企業応援隊（商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等）

元気印中小企業認定制度 〈京都府オリジナル〉

経営革新承認制度 〈全国制度〉

中小企業の皆さまが自社の強みを活かして、新商品・サービスの生産販売・提供等の新たな取り組みにチャレンジし、経営の向上を図るための計画づくりと実践を支援します。

- 5年以内の計画
- 「研究開発」から「新商品・サービスの生産販売・提供」まで幅広いチャレンジが可能
- 「付加価値額（営業利益+人件費+減価償却費）の伸びを目指す！

- 3～5年以内の計画
- 「新商品・サービスの生産販売・提供」など経営の向上を目指す！
3年計画：付加価値額9%以上、経常利益3%以上
5年計画：付加価値額15%以上、経常利益5%以上

◆認定のポイント

新規性 実現可能性 市場性・将来性

◆承認のポイント

具体性 新規性・独自性 目標の実現性

◆認定・承認による優遇制度

○資金支援 文化産業振興資金
・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度

○不動産取得税の軽減措置
・研究開発事業用に取得する不動産について、不動産取得税を軽減。
(軽減率10分の9)

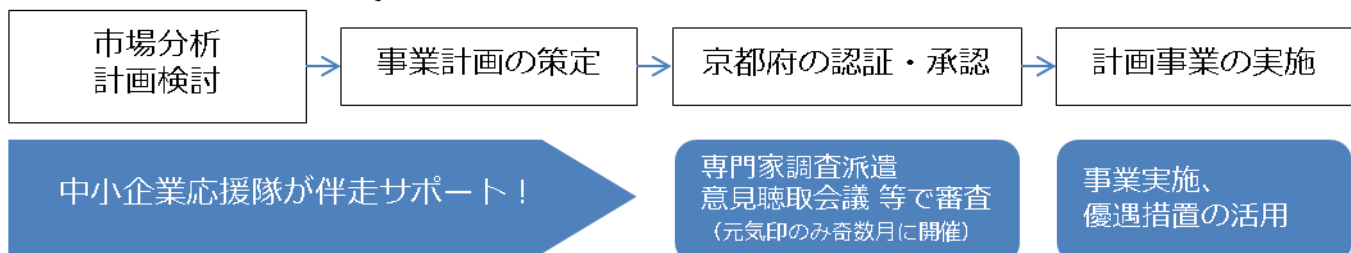
○融資
・日本政策金融公庫の低利融資
○販路開拓
・中小機構による販路開拓コーディネート
・中小企業総合展への優先出展
○減税
・特許料減免（審査請求料、特許料）ほか

○広報支援 京都府等のHPで貴社を紹介するほか、その他の様々なツールでPRします。

○情報提供 メルマガ等での支援情報のリアルタイム提供

○販路開拓 チャレンジ・バイ
・認定製品を京都府庁が入札無しに購入可能（※購入を約束するものではありません）
・病院、社会福祉施設等の購入促進制度、京都府庁での率先購入による支援（平成27年度新規）

◆制度活用の流れ （京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業のⅡ・Ⅲコースの採択者は、元気印中小企業認定制度については、認定までの手続きを簡素化することができます。）



お問い合わせ・ご相談は、お気軽に！
京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/>
(公財)京都産業21 商業・サービス支援部 TEL 075-315-9090
中小企業応援隊(商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等)

(参考：Ⅱ事業化促進コース及びⅢ本格的事業展開コース対象)

京都府ヘルスケア関連事業計画認定制度の御案内

『京の健康』で示された健康課題の解決に資する事業に該当し、本補助金に採択された府内本社中小企業の提案（事業計画）については、一定の手続きにより、京都府ヘルスケア関連事業計画の認定を受けることができます。（詳細は採択の後お知らせいたします。）

○ 認定制度の概要

事業所向けに健康データ分析結果をまとめた報告書『京の健康』を活用し、健康増進を支える新商品・新サービス等の研究開発等を自ら実施することを前提としたヘルスケア関連事業計画を京都府知事が認定する制度

○ 各種支援施策等

認定された場合、一定の期間、以下の支援施策が利用できます。

- ・ 府のホームページ掲載や健康増進関連の催事へのブース出展など発信・PRの場の提供
 - ・ 京都府中小企業新技術開発応援制度(中小企業チャレンジ・バイ)
 - ・ 事業化に向けた商品やサービス等の試行調査先のあっせん
- 京都府ヘルスケア関連事業計画認定制度の詳細は下記URLから御覧いただけます。
- http://www.pref.kyoto.jp/toc/healthcare/gaiyou_main.html